

竹林整備事業実施要領

制定 令和5年3月27日第202200322525号
鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 この要領は、竹林整備事業費補助金交付要綱（令和5年3月23日第202200313385号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）に規定するもののほか、竹林整備事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 竹林の拡大による森林環境の悪化が懸念されていることから、豊かな森づくり協働税を活用し、集落等周辺の放置竹林の適正管理を支援することにより、竹林の拡大防止と森林環境の改善等を図ることを目的とする。

(事業の内容)

第3条 要綱別表に掲げる事業の内容は、竹林の状況に応じて、竹林の伐採（抜き伐り及び循環利用型皆伐）、片付け、竹林整備を実施するための管理道及びアクセス道開設並びに伐採竹の竹林外への搬出とする。

なお、循環利用型皆伐とは、伐採後の植栽を伴わず、竹材利用等のために竹林として循環させるための皆伐をいう。

(採択要件)

第4条 対象となる竹林等は、次の要件のすべてを満たすものとする。

(1) 次に掲げる集落又は国道・県道・広域農道周辺の一団の竹林であること。

ア 集落周辺の一団の竹林

居住実態がある住居から概ね200m以内に林縁が含まれる一団の竹林をいう。

イ 国道・県道・広域農道周辺の一団の竹林

国道・県道・広域農道から概ね200m以内に林縁が含まれる一団の竹林をいう。

(2) 所有者による適正な管理がなされず、現に放置されている竹林であること。

(3) 1施行地の面積が0.1ha以上であること。ただし、循環利用型皆伐にあっては、1施行地の面積は1.0ha未満であること。

(4) 竹林整備事業の実施及び管理に関する協定（以下「協定」という。）を締結する竹林であること。

(5) 管理道にあっては、竹林の伐採（抜き伐り及び循環利用型皆伐）と併せて開設する場合に限り、竹林の伐採面積がおおむね0.3ha以上であり、路網密度はおおむね200m/ha以下であること。

(6) 竹林外への搬出を行う竹材は、当事業の活用による伐採竹であること。

(事業実施主体)

第5条 事業の実施主体は、森林所有者、森林組合又は第7条の規定により協定を締結した者とする。

(補助対象経費)

第6条 要綱別表第3欄に掲げる補助対象経費は、次のとおりとする。

項目	経費の内容
1 事業費	放置竹林の伐採（抜き伐り及び循環利用型皆伐）、片付け、管理道・アクセス道開設及び伐採竹の搬出等に直接必要な経費とする。
2 附帯事務費	市町村が1の経費に係る間接補助事業の実施に関し行う指導監督及び事務等に要する経費（人件費、旅費、需用費等）とする。

（注）附帯事務費は、事業費の4.5パーセント以内とする。

（協定）

第7条 竹林整備事業を実施しようとする場合には、次のとおり様式第1号による協定を締結するものとする。

- （1）森林所有者又は森林所有者から事業実施の委託を受けた森林組合が事業実施主体となる場合は、市町村及び森林所有者の二者で締結する。
 - （2）林業事業体（森林所有者から事業実施の委託を受けた森林組合を除く。）、NPO等が事業実施主体となる場合は、市町村、森林所有者及び事業実施主体の三者で締結する。
 - （3）森林所有者と「竹林整備及び管理に係る受委託契約」を締結した森林組合等林業事業体、NPO等が事業実施主体となる場合は、市町村及び事業実施主体の二者で締結する。
- 2 協定期間は、竹林整備事業が終了した年度の翌年度から起算して5年を経過する年までとする。
- 3 市町村長は、前項の期間内に事業を実施した竹林の所有者又は事業により開設した管理道及びアクセス道の土地所有者から施行地の転用の協議がなされた場合、又は無断の転用が確認された場合には、その内容を調査し、意見を附して所管の地方事務所（東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。以下同じ。）の長（以下「地方事務所の長」という。）に報告するものとする。
- 4 相続等により協定に係る森林所有者の権利及び義務を承継した者は、様式第2号による承継届を協定の相手方である市町村長に提出するものとする。
- 5 市町村長は、前項の届出書を受理した場合は、その写しを地方事務所の長に提出するものとする。

（助成措置）

第8条 県は、予算の範囲内において、要綱の規定に基づき補助するものとする。

（事業実施の報告等）

第9条 地方事務所の長は、必要に応じ、市町村長に対し、事業の遂行状況、実施後の効果及び管理状況等の報告を求めることができるものとする。

- 2 市町村長は、事業が完了したときは様式第3号により実施箇所の施行地台帳を作成するものとする。
- 3 市町村長は、第7条に規定する協定の期間が満了したときは、前項により作成した施行地台帳に基づき現地調査を実施し、その結果を地方事務所の長に報告するものとする。

（指導体制）

第10条 地方事務所の長は、必要に応じ、市町村長に対し、事業の実施及び事業実施後の管理について助言・指導を行うものとする。

(事業の実施期間)

第11条 1 施行地の事業実施期間は、継続して3年を限度として、現地の状況等を踏まえて決定するものとする。ただし、事業実施以後に発生した竹の伐採は補助対象外とする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和5年3月27日から施行し、令和5年度事業から適用する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

竹林整備事業の実施及び管理に関する協定例について（第 7 条関係）

竹林整備事業の実施及び管理に関する協定の締結に当たっては、次のとおり事業実施主体と協定締結者の組合せに対する適用協定例を適用することとする。

事業実施主体	協定締結者	適用協定例
森林所有者	市町村←→森林所有者	協定例 1
森林所有者から事業実施の委託を受けた森林組合	市町村←→森林所有者	協定例 1
林業事業体、NPO等	市町村←→森林所有者←→林業事業体、NPO等	協定例 2
森林所有者と竹林整備及び管理に係る受委託（長期受委託）契約を締結した森林組合等林業事業体、NPO等	市町村←→森林組合等林業事業体、NPO等	協定例 3

竹林整備事業の実施及び管理に関する協定書（例１）

（森林所有者及び森林組合から事業実施の委託を受けた森林組合が事業実施主体となる場合）

（協定の目的）

第1条 県土の保全や景観の保全等森林の多面的機能を維持向上させるため、竹林整備事業（以下「事業」という。）実施要領（令和5年3月27日付第202200322525号農林水産部長通知）第3条による森林整備を、森林所有者（以下「甲」という。）及び市町村（以下「乙」という。）の二者が協力して推進し、竹林を適正に管理していくことを目的として、この協定を締結する。

（協定の期間）

第2条 この協定の期間は、協定を締結した日から事業が完了した年度の翌年度から起算して5年を経過する年までとする。

（協定の対象とする森林）

第3条 この協定の対象とする森林及び管理道並びにアクセス道（以下「対象森林等」という。）の所在地及びその面積等は、次に掲げるとおりとする。

所在地	林小班	面積(ha) 延長(m)	整備目的	目標成立本数 (本/ha)	備考

注1：整備目的にはタケノコ生産林、竹材生産林、景観竹林のいずれかを記載する。

注2：目標成立本数は「竹林整備の施業指針（鳥取県森林環境保全税関連事業）」平成20年5月12日付第200800004084号鳥取県農林水産部森林保全課長通知）を参考に決定する。

（整備の実施内容）

第4条 甲は、第3条に掲げる整備目標に基づき事業を実施することとし、実施年度については甲乙協議して決定するものとする。

（費用の負担）

第5条 事業に要する費用について、乙は予算の範囲内において補助する。

ただし、事業による整備完了後の管理に要する費用及びその他の費用は、甲が全額を負担する。

（甲の義務）

第6条 甲は、対象森林等について次の各号に掲げる条件を遵守するものとする。

（1）第4条に基づく施業を実施すること。

（2）協定期間中は抜き伐りした対象森林を皆伐したり、開発等により転用しないこと。なお、やむを得ず転用する必要を生じた場合は、あらかじめ乙に書面により届け出ること。

- (3) 第4条に基づく施業の実施後、協定の期間中は、竹林の抜き伐り等対象森林等の適正な管理を実施すること。
- (4) 対象森林等の境界及び所有権等の権利に関し、第三者から異議申立があった場合は、その処理解決に当たること。

(助言及び指導)

第7条 乙は、この協定の目的達成のため、前条及び第9条について、必要に応じて甲に対する助言及び指導に努めるものとする。

(災害等による損害)

第8条 協定の期間中に、火災、天災その他乙の責めに帰し得ない事由により対象森林等に生じた損害及び第三者に生じた損害については、乙はその責任を負わない。

- 2 第4条に基づき実施した施業により、対象森林等の林相が著しく変化したり、又は立木その他に損害を生じた場合であっても、乙はその責任を負わない。

(協定に係る権利及び義務の承継等)

第9条 甲は、協定の期間中において対象森林等に地上権、質権、使用賃借による権利、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定（以下「権利の設定」という。）をする場合又は対象森林等について売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転（以下「所有権の移転」という。）をする場合は、乙にその旨を届け出るものとする。この場合、甲は、権利の設定又は所有権の移転の相手方（以下「丙」という。）に、この協定に定める権利及び義務を承継させるものとする。

- 2 甲は、前項の規定による権利の設定又は所有権の移転に際して、この協定を解除する場合又は前項後段の規定による丙へのこの協定に定める権利及び義務の承継がなされない場合は、第4条の整備のために要した補助金を乙に支払わなければならない。
- 3 甲は、協定の期間中に氏名又は住所に変更があった場合は、速やかにこれを乙に書面で通知するものとする。

(協定に違反した場合の措置)

第10条 甲が第6条第1項第2号及び第3号又は第9条第1項の規定に違反したときは、甲は乙の請求に従い、第4条の整備のために要した補助金の支払いに応じなければならない。

(特別の事情による協定の失効)

第11条 次の各号においては、この協定は対象森林等の全部又は一部についてその効力を失う。

- (1) 対象森林等の全部又は一部が、公共用又は公益事業の用に供されるとき。
- (2) 火災・天災その他当事者の責に帰し得ない事由により対象森林等の全部又は一部が滅失したとき。

(甲の協力)

第12条 甲は、乙がボランティアによる軽微な作業、森林体験又は学習活動等に対象森林等を使用することを申し出たときは、これに協力する。

(林産物の利用)

第13条 伐竹材等の林産物を利用する場合の取扱いは、次の各号によるものとする。

- (1) 事業により発生した伐竹等は、甲の判断により処理してよいものとする。
- (2) 事業実施後の管理により発生した林産物は、甲の判断により処理するものとする。

(疑義の決定)

第14条 この協定に関し疑義のあるとき、及びこの協定に定めのない事項については、甲乙の協議の上、定めるものとする。

上記協定を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 住 所
氏 名

乙 住 所
市 (町村) 長
氏 名

竹林整備事業の実施及び管理に関する協定書（例２）

（林業事業体（森林所有者から事業実施の委託を受けた森林組合を除く。）、NPO等が事業実施主体となる場合）

（協定の目的）

第1条 県土の保全や景観の保全等森林の多面的機能を維持向上させるため、竹林整備事業（以下「事業」という。）実施要領（令和5年3月27日付第202200322525号農林水産部長通知）第3条による森林整備を、森林所有者（以下「甲」という。）、事業実施主体（以下「乙」という。）及び市町村（以下「丙」という。）の三者が協力して推進し、竹林を適正に管理していくことを目的として、この協定を締結する。

（協定の期間）

第2条 この協定の期間は、協定を締結した日から事業が完了した年度の翌年度から起算して5年を経過する年までとする。

（協定の対象とする森林）

第3条 この協定の対象とする森林及び管理道並びにアクセス道（以下「対象森林等」という。）の所在地及びその面積等は、次に掲げるとおりとする。

所在地	林小班	面積(ha) 延長(m)	整備目的	目標成立本数 (本/ha)	備考

注1：整備目的にはタケノコ生産林、竹材生産林、景観竹林のいずれかを記載する。

注2：目標成立本数は「竹林整備の施業指針（鳥取県森林環境保全税関連事業）」平成20年5月12日付第200800004084号鳥取県農林水産部森林保全課長通知）を参考に決定する。

（整備の実施内容）

第4条 乙は、第3条に掲げる整備目標に基づき事業を実施することとし、実施年度については甲乙丙協議して決定するものとする。

（費用の負担）

第5条 事業に要する費用については、丙は予算の範囲内において補助する。

ただし、事業による整備完了後の管理に要する費用及びその他の費用の負担については、甲乙協議して決定するものとする。

（甲の義務）

第6条 甲は、対象森林等について次の各号に掲げる条件を遵守するものとする。

（1）第4条に基づく施業の実施に協力し、その施業に支障を及ぼす一切の行為をしないこと。

- (2) 協定期間中は抜き伐りした対象森林を皆伐したり、開発等により転用しないこと。なお、やむを得ず転用する必要を生じた場合は、あらかじめ乙及び丙に書面により届け出ること。
- (3) 第4条に基づく施業の実施後、協定の期間中は、竹林の抜き伐り等対象森林等の適正な管理を実施すること。
- (4) 対象森林等の境界及び所有権等の権利に関し、第三者から異議申立があった場合は、その処理解決に当たること。

(助言及び指導)

第7条 丙は、この協定の目的達成のため、前条及び第9条について、必要に応じて甲及び乙に対する助言及び指導に努めるものとする。

(災害等による損害)

第8条 協定の期間中に、火災、天災その他乙及び丙の責めに帰し得ない事由により対象森林等に生じた損害及び第三者に生じた損害については、乙及び丙はその責任を負わない。

- 2 第4条に基づき実施した施業により、対象森林等の林相が著しく変化したり、又は立木その他に損害を生じた場合であっても、乙及び丙はその責任を負わない。

(協定に係る権利及び義務の承継等)

第9条 甲は、協定の期間中において対象森林等に地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定（以下「権利の設定」という。）をする場合又は対象森林等について売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転（以下「所有権の移転」という。）をする場合は、丙にその旨を届け出るものとする。この場合、甲は、権利の設定又は所有権の移転の相手方（以下「丁」という。）に、この協定に定める権利及び義務を承継させるものとする。

- 2 甲は、前項の規定による権利の設定又は所有権の移転に際して、この協定を解除する場合又は前項後段の規定による丁へのこの協定に定める権利及び義務の承継がなされない場合は、第4条の整備のために丙が乙に交付した補助金の額に相当する額を丙に支払わなければならない。
- 3 甲は、協定の期間中に氏名又は住所に変更があった場合は、速やかにこれを丙に書面で通知するものとする。

(協定に違反した場合の措置)

第10条 甲が第6条第1項第2号及び第3号又は第9条第1項の規定に違反したときは、甲は丙の請求に従い、第4条の整備のために丙が乙に交付した補助金の額に相当する額の支払いに応じなければならない。

(特別の事情による協定の失効)

第11条 次の各号においては、この協定は対象森林等の全部又は一部についてその効力を失う。

- (1) 対象森林等の全部又は一部が、公共用又は公益事業の用に供されるとき。
- (2) 火災・天災その他当事者の責に帰し得ない事由により対象森林等の全部又は一部が滅失したとき。

(甲の協力)

第12条 甲は、乙又は丙がボランティアによる軽微な作業、森林体験又は学習活動等に対

象森林等を使用することを申し出たときは、これに協力する。

(林産物の利用)

第13条 伐竹材等の林産物を利用する場合の取扱いは、次の各号によるものとする。

- (1) 事業により発生した伐竹等の処理については、甲乙協議して決定するものとする。
- (2) 事業実施後の管理により発生した林産物は、甲乙協議して処理するものとする。

(疑義の決定)

第14条 この協定に関し疑義のあるとき、及びこの協定に定めのない事項については、甲乙丙の協議の上、定めるものとする。

上記協定を証するため、この協定書3通を作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 住 所
氏 名

乙 住 所
氏 名

丙 住 所
市 (町村) 長
氏 名

竹林整備事業の実施及び管理に関する協定書（例3）

（森林所有者と「竹林整備及び管理に係る受委託契約」を締結した者が事業実施主体となる場合）

（協定の目的）

第1条 県土の保全や景観の保全等森林の多面的機能を維持向上させるため、竹林整備事業（以下「事業」という。）実施要領（令和5年3月27日付第202200322525号農林水産部長通知）第3条による森林整備を、事業実施主体（以下「甲」という。）及び市町村（以下「乙」という。）の二者が協力して推進し、竹林を適正に管理していくことを目的として、この協定を締結する。

（協定の期間）

第2条 この協定の期間は、協定を締結した日から事業が完了した年度の翌年度から起算して5年を経過する年までとする。

（協定の対象とする森林）

第3条 この協定の対象とする森林及び管理道並びにアクセス道（以下「対象森林等」という。）の所在地及びその面積等は、次に掲げるとおりとする。

所在地	林小班	面積(ha) 延長(m)	整備目的	目標成立本数 (本/ha)	備考

注1：整備目的にはタケノコ生産林、竹材生産林、景観竹林のいずれかを記載する。

注2：目標成立本数は「竹林整備の施業指針（鳥取県森林環境保全税関連事業）」平成20年5月12日付第200800004084号鳥取県農林水産部森林保全課長通知）を参考に決定する。

（整備の実施内容）

第4条 甲は、第3条に掲げる整備目標に基づき事業を実施することとする。

（費用の負担）

第5条 事業に要する費用については、乙は予算の範囲内において補助する。

（甲の義務）

第6条 甲は、対象森林等について次の各号に掲げる条件を遵守するものとする。

- （1）第4条に基づく施業を実施すること。
- （2）協定期間中は抜き伐りした対象森林等を皆伐したり、開発等により転用しないこと。
なお、やむを得ず転用する必要を生じた場合は、あらかじめ乙に書面により届け出ること。
- （3）第4条に基づく施業の実施後、協定の期間中は、竹林の抜き伐り等対象森林等の適正

な管理を実施すること。

- (4) 対象森林等の境界及び所有権等の権利に関し、第三者から異議申立があった場合は、その処理解決に当たること。

(助言及び指導)

第7条 乙は、この協定の目的達成のため、前条及び第9条について、必要に応じて甲に対する助言及び指導に努めるものとする。

(災害等による損害)

第8条 協定の期間中に、火災、天災その他乙の責めに帰し得ない事由により対象森林等に生じた損害及び第三者に生じた損害については、乙はその責任を負わない。

- 2 第4条に基づき実施した施業により、対象森林等の林相が著しく変化したり、又は立木その他に損害を生じた場合にあっても、乙はその責任を負わない。

(協定に係る権利及び義務の承継等)

第9条 甲は、協定の期間中において、竹林整備及び管理に係る受委託契約を締結した森林所有者（以下「委託者」という。）が対象森林等に地上権、質権、使用賃借による権利、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定（以下「権利の設定」という。）をする場合又は対象森林等について売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転（以下「所有権の移転」という。）をする場合は、乙にその旨を届け出るものとする。この場合、甲は、委託者を通じて権利の設定又は所有権の移転の相手方（以下「丙」という。）に、この協定に定める権利及び義務を承継させるものとする。

- 2 甲は、前項の規定による権利の設定又は所有権の移転に際して、この協定を解除する場合又は前項後段の規定による丙へのこの協定に定める権利及び義務の承継がなされない場合は、第4条の整備のために乙が甲に交付した補助金の額に相当する額を乙に支払わなければならない。

- 3 甲は、協定の期間中に委託者の氏名又は住所に変更があった場合は、速やかにこれを乙に書面で通知するものとする。

(協定に違反した場合の措置)

第10条 甲が第6条第2号及び第3号又は第9条第1項の規定に違反したときは、甲は乙の請求に従い、第4条の整備のために乙が甲に交付した補助金の額に相当する額の支払いに応じなければならない。

(特別の事情による協定の失効)

第11条 次の各号においては、この協定は対象森林等の全部又は一部についてその効力を失う。

- (1) 対象森林等の全部又は一部が、公共用又は公益事業の用に供されるとき。
(2) 火災・天災その他当事者の責に帰し得ない事由により対象森林等の全部又は一部が滅失したとき。

(甲の協力)

第12条 甲は、乙がボランティアによる軽微な作業、森林体験又は学習活動等に対象森林等を使用することを申し出たときは、委託者を通じてこれに協力する。

(疑義の決定)

第13条 この協定に関し疑義のあるとき、及びこの協定に定めのない事項については、甲乙の協議の上、定めるものとする。

上記協定を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 住 所
氏 名

乙 住 所
市 (町村) 長
氏 名

様式第2号（第7条関係）

承 継 届

市（町村）長 様

森林所有者〇〇〇〇と〇〇市（町村）の2者が 年 月 日に締結した竹林整備事業に係る事業施行地管理協定（以下「協定」という。）に係る森林所有者〇〇〇〇の権利及び義務を承継したので、協定第9条第1項の規定により、下記により届け出ます。

年 月 日

承継人住所
（法人にあつては所在地）
氏名
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

記

協定の対象となる 森林の所在地	
被承継人の住所又は 所在地並びに氏名又は は名称及び代表者の 氏名	
承継年月日	年 月 日
承継の理由	

注：氏名等を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第3号（第9条関係）

竹林整備事業箇所別台帳

整理番号			(位置図)	(実施前後の写真)	
所在地					
所有者					
所有形態					
竹林面積					
管理道 アクセス道延長					
保安林種					
整備目標	整備目的： 協定最終年度末の成立目標本数 本/ha				
施業履歴	年度				
	年度				
	年度				
	年度				
	年度				
補助金の額	年度	円			
	年度	円			
	年度	円			
協定期間満了 時における 現地調査	調査年月日		調査概要 本/ha	適・否	※「否」の場合は対応状況